

15歳になったら

マイナンバーカードの署名用電子証明書を発行しよう

マイナンバーカードの署名用電子証明書（英数字6～16桁の暗証番号）は、カード作成時に15歳未満のかたには発行されていません。

署名用電子証明書の発行を希望する場合は、ご本人が来庁していただく必要があります。

【持ち物】マイナンバーカード

※数字4桁の暗証番号を分かるようにしてご来庁ください。数字4桁の暗証番号が分からない場合、初期化することができますが、その際はマイナンバーカードの他に運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類を併せてお持ちください。顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合、医療受給者証、本人名義の預金通帳、学生証などから、いずれか2点をお持ちください。

【注意】

- ・電子証明書の発行後、オンライン申請などの利用ができるまでに24時間程度かかることがあります。
- ・代理人による電子証明書の発行・暗証番号の初期化もできますが、照会書郵送などの手続が必要なため、発行までに数日かかります。

【署名用電子証明書の利用例】

- ・マイナポータルや美里町公式LINE「ポチッと☆みさと」でのオンライン申請
- ・パスポートのオンライン申請 ・運転免許証との一体化(マイナ免許証)
- ・確定申告(e-Tax) ・ふるさと納税のワンストップ申請 など

ご利用の予定がある場合は、お早めのお手続きをお願いします。

問合せ＝住民保険課 住民係 ☎76-1366

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧制度を利用してみませんか

①土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋について、土地に係る納税者は、自己所有の土地だけでなく、他の所有の土地も含めて土地課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

また、家屋に係る納税者は、自己所有の家屋だけでなく、他の所有の家屋も含めて家屋課税台帳に登録された価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りているかたはその土地について、家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地について、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、どなたでも閲覧できます。

■縦覧・閲覧期間

①土地、家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

4月1日(水)～6月1日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

②固定資産課税台帳の閲覧と③宅地の標準的な価格の閲覧について

4月1日(水)以降
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)

■縦覧・閲覧場所 税務課窓口

■手数料

無料(②については、4月1日(水)～6月1日(月)まで無料です。)

■持参するもの ①、②を希望されるかたは、身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任届が必要です。なお、借地借家人で閲覧を希望するかたは、身分証明書のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ＝税務課 課税係 ☎76-5131

参加者募集 参加無料・途中参加もOK!

令和8年度も、毎月「認知症・介護者のつどい」を開催します!

最近物忘れが気になるご本人、介護で気が抜けないご家族、それぞれ悩みを打ち明ける場所がない…。まずは一緒に集まってその思いを吐き出してみませんか。

「認知症・介護者のつどい」では、在宅生活の中で物忘れが気になるかた、介護を受けて暮らしているかた、介護をしているかた、介護をしていたかた、これから介護について知りたいかたが集まり、日頃の思い(喜び・不安・疑問など)を共有し、交流する場です。ほっと一息ついて、気持ちを軽くしてみましょう。

下記の日程でお待ちしています。お気軽にお越しください。

■日程

①	令和8年4月15日(水)
②	令和8年5月20日(水)
③	令和8年6月17日(水)
④	令和8年7月15日(水)
⑤	令和8年8月19日(水)
⑥	令和8年9月16日(水)
⑦	令和8年10月21日(水)
⑧	令和8年11月18日(水)
⑨	令和8年12月16日(水)
⑩	令和9年1月13日(水)
⑪	令和9年2月17日(水)
⑫	令和9年3月17日(水)

■時間

各日午後1時30分～3時

■場所

保健センター

■対象者

- ・在宅で暮らしている本人やその家族、関係者のかた
- ・これから介護に関わるかた ・介護をしてきたかた
- ・介護や認知症について関心のあるかた

■申込み

開催日前日までに電話または窓口でお申込みください。

申込み・問合せ＝地域包括支援センター(介護福祉課内) ☎76-1325



特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

20歳以上であって、精神障害(知的障害を含む)または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた。

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 30,450円(令和8年度)

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳Aのかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた。

※詳細は、お問い合わせください。

【手当額】 月額 16,560円(令和8年度)

問合せ＝介護福祉課 障害福祉係 ☎76-5132

4月6日(月)から15日(水)は、春の全国交通安全運動期間です!

自動車や自転車に乗るときは、周囲の安全を確認して走行しましょう。

特に、見通しの悪い交差点を通過するときは、停止または停止可能な速度で進行して、周囲の安全確認をしましょう。



問合せ＝総務課 生活環境係 ☎76-1115